

公益法人となった日本騒音制御工学会と 社会貢献活動について

平成23年秋季研究発表会シンポジウム
「騒音制御工学会の社会貢献について考える」
社会貢献委員会 岩橋

芝浦工業大学 豊洲キャンパス
平成23年9月15日

内容

- はじめに
公益法人制度改革3法の下、公益社団法人へ
- 公益法人とは
公益法人に求められること
- 社会貢献とは
社会貢献という言葉の一般的な理解について
- 企業の社会貢献
企業が社会貢献をどのように活用しているか
- 社会貢献委員会の活動
社会貢献委員会の活動方針、活動について
- 他団体、法人の社会貢献活動例
学生・児童を対象とした事業などについて
- まとめ

公益法人制度改革3法の下、公益社団法人へ

- 2008年12月1日公益法人制度改革3法が施行され、それまでの社団、財団法人は2013年11月30日までに一般社団、一般財団または公益社団、公益財団に移行もしくは解散しなければならなくなった。
 - * 公益法人制度改革3法 *
 - 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成18年法律第48号。一般社団・財団法人法)
 - 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(平成18年法律第49号。公益法人認定法)
 - 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成18年法律第50号。関係法律整備法)
- 日本騒音制御工学会は公益法人への移行を2010年5月の総会で承認された後、直ちに準備を進め申請を行い、内閣府公益認定等委員会の審査を経て2011年4月1日付けで内閣総理大臣の認可を受けた。

公益法人に求められること

- 公益目的事業とは
学術、技芸、慈善その他の公益に関する「別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」(公益法人認定法2条4号)。ここで23事業が掲げられている。
- 公益については
「公益とは団体外の利益に対して奉仕することであり、団体それ自体の利益を追求する“私益”と対比されるものであって、積極的に不特定多数の者の利益の増進に寄与するもの」と新制度で解説されている。

公益社団法人日本騒音制御工学会の公益目的事業

- 移行認定申請書および定款に、
「騒音および振動の学術・技術の発展と普及・啓発を図り、もって国民の生活環境の保全と質の向上に寄与する事業」としている。
- 公益法人認定法2条4号別表23事業1号の「学術、科学振興を目的とする事業」に当たる。
- “不特定多数の利益の増進に寄与”については、
「事業の成果を研究発表会や講習会等、会誌や学術図書刊行と連携させ公表することにより、国民の生活環境の保全と質の向上、健康と福祉の向上という不特定多数の利益・・・」
「研究発表会や講習会は、当学会の会員のみならず不特定多数の者が参加可能となっています」

社会貢献とは 一般的理解

- 一般に「社会貢献」とは
“社会の利益に資する行いをするをいい、公益或いは公共益に資することを目的として行う直接的な社会貢献と特定の事業や行為をすることが結果として社会貢献につながる間接的な社会貢献とがある”と解説されている。
- 個人の社会貢献としては、代表的なものとしてボランティアがあり、企業・団体など法人では、公益目的事業、慈善事業または営利活動を通しての結果的な社会問題の是正、或いはボランティアへの援助、特定の慈善活動への人材資機材の供出、寄付などがある。
- 公益法人はその公益目的事業を行うことが直接の社会貢献といえる。
- 社会貢献を英語で表現する場合、「貢献」の部分は“contribution”ではなく“service”を使い“Social Service”が適当のようである。

企業にとっての社会貢献

- 企業は顧客満足を高め利益を出し続けることで、納税、雇用の確保ができ、この点において間接的な社会貢献をしていると言える。
- 近年、“企業市民”という考え方が広まり、企業の社会的責任(CSR)の下、地域の環境整備、子供たちへの教育の機会提供、文化的な催しの協賛、主催や慈善事業、寄付など直接的な社会貢献に取り組んでいる。
- これは、持続可能な社会の形成に積極的に参加することで企業イメージを高め企業価値を上げる試みと思える。

社会貢献員会の発足

- 平成21年度、本学会会長であった塩田先生が、本学会が公益法人に移行することに鑑み、公益性を高め、且つ、本学会を広く社会にアピールする事を趣旨として「社会貢献準備委員会」を立ち上げ活動方針等について議論した。
- 平成22年度、本学会の山田会長の下、「社会貢献準備委員会」で議論された内容を引き継いで「社会貢献委員会」を正式にスタートさせた。

社会貢献員会の活動方針

- 公益社団法人移行を機に、「不特定多数の利益の増進への寄与」をさらに推し進めるために社会貢献員会は次の活動方針を掲げた。
- 活動方針
「本学会は、音環境、振動環境の保全活動のための専門知識、経験と情報を集結し社会の安心、安全実現に資する公益法人としての責任において、本学会の永続的存続をめざし努力をしなければならない。社会貢献委員会は中長期的視点に立ち、騒音・振動制御工学の啓発のみならず社会反応や健康影響の話題等も取り入れ、本学会の認知度を高め将来の裾野を広げるべく、高校、中学、小学生を対象とした活動を基本方針とする。」

社会貢献員会の活動

- 体験学習、見学会、出前講座を活動内容とする。
- 平成22年度
東京都葛飾区環境部環境課に協力し「出前講座」を行った。

日時:平成23年2月18日 18時30分から20時30分
場所:葛飾区 男女平等推進センター
講座内容:“騒音とは?その対策方法と考え方”
講師:塩田正純先生(社会貢献員会委員)
サポート:山田会長および社会貢献委員会委員
対象者:葛飾区内 金属切削・加工業の工場主、又は公害防止管理者
- 平成23年度
学生、児童を対象にした体験型学習を検討している

社会貢献員会の活動

葛飾区出前講座報告

- 金属切削・加工業の工場主、公害防止管理者約40名
- プログラム
 1. 主催者挨拶(環境部環境課長)
 2. 日本騒音制御工学会と社会貢献委員会の紹介(山田会長)
 3. 講座講演(塩田委員)
 - ・ 音、騒音の基礎
 - ・ 音の聞こえ
 - ・ 音の発生とその伝搬
 - ・ 騒音の評価
 - ・ 騒音防止対策方法の考え方
 - ・ 騒音防止対策の実際
 4. 質疑応答



他学会、企業の例(ホームページより)

体験型学習

□ 日本機械学会

ジュニア会友

体験学習、見学会など

□ 日本建築学会

子ども教育事業委員会

子どもの空間・チャレンジ講座

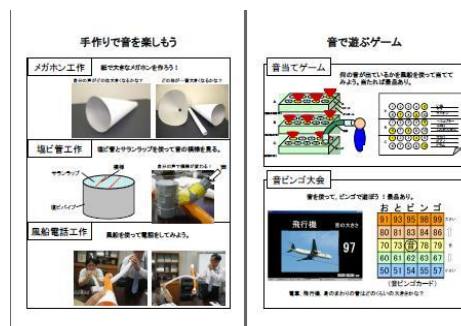
□ 建設会社の例

CSR活動の一環として社会貢献活動

地域貢献、環境保全

社員ボランティア、寄付

人材育成(研修、見学会、協賛)



まとめ

- 社会貢献委員会は
- 公益社団法人日本騒音制御工学会の公益目的事業の永続的継続のために
- 本学会の認知度を高める、これまで以上に開かれた活動を企画し、他の部会、委員会等と連携をとりつつ実践する事が役目と考えている。

ご清聴ありがとうございました
